

(仮称) 流山市多様性を尊重する社会推進条例 骨子(案)

項目	内容
前文	<p>流山市が、住みやすく豊かで調和のとれたまちであるためにすべての市民が性別、国籍、障害の有無等にとらわれず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いの基本的人権を尊重する ・互いの多様性を認め合う ・誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す <p>市、市民、事業者が協力し、多様性社会を推進することで、個々の人権を尊重し、互いの違いや共通点を認め合い、自分らしさを発揮できる社会の実現を目指す</p>
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、市・市民・事業者の責務、基本施策を定めることにより、互いを尊重する社会の実現に寄与する
2 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・条文に必要な用語の定義を整理する(多様性社会 他)
3 基本理念	<p>誰もが、性別、国籍、障害の有無等にとらわれず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様性を認め合うこと ・不当な差別を受けないこと ・それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことができる
4 市の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施策の実施 ・市民、事業者関係機関と連携し取組む
5 市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性を尊重する社会への理解 ・市の施策への協力
6 事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における多様性を尊重する社会の実現・必要な措置 ・市の施策への協力
7 基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>多様性を理解するための広報・啓発等</u>に取組む ② <u>多様性の理解を深める学校教育</u>に取組む ③ <u>暴力や差別を防ぐための取組み</u> ④ <u>多様な生き方を選択できる環境づくり</u>に取組む ⑤ <u>多様性に配慮した災害対応</u>に取組む
8 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めるものとする
9 委任	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める